

を教えてください。教育長にお尋ねします。

答弁をお願いします。

教育長(梁瀬忠男君) 教科書の採択につきましては、これまでもお話をさせていただきましたが、教育委員会が最終的に採択権者ということになります。そこに至る手順として、段階的に調査委員、選定委員、審議委員会、それから教育委員会と、こういう手順で採択していきますが、その中に、例えば教科書会社が8社ある、そのことをこの教科書会社がいいのではないかというのを見受けられる都市が多くあったと、そういったことの中から、そういった方法ではなくて、すべてについて客観的に評価をして採択していったらどうかと、こういった趣旨のことでございます。

したがいまして、私どももその点につきましては十分認識、わかってもおりますし、長崎の場合につきましては、そう限定的にということではなくて、それぞれ手順を踏んで、これまでも十分慎重な採択に努めてはありましたが、さらに適正・公正な観点から、いろいろ規則も改正させていただきました。より慎重、適正・公正を期して採択をしていきたいと、そういうことの考えで進めているところでございます。

以上でございます。

25番(高瀬典子君) 昨日、市長さんに、中村すみ代議員さんが核兵器の問題のときの扶桑社の教科書を持ち出してお尋ねがあったんですが、市長さんの見解をとということで、市長さんがお述べになりませんでした。私は、市長さんに、できれば、「私は、核兵器廃絶問題で一生懸命やっています。これが長崎市長としての使命です。これを私は一生懸命貫いてまいります」と、それぐらいの発言がほしかったなと思って残念でなりません。そして、「子どもたちに、もし核兵器廃絶が表面的に合意されたとしたら、そのときが世界にとっても危険な瞬間だとも言える」というふうな、核廃絶運動を否定的に見るような教科書内容になっているわけですが、今の中学生の子どもに、こういう物の考え方があるんだよということを示していくことはどうなのかと、私も思いますので、むしろ、漸進的な考えを市長さんに堂々と述べていただきたかったと思います。

そこで、市長さん、何かコメントがありましたら、それをお願いしたいと思います。大変失礼だ

と思いますが、あえてお尋ねしました。

それから、教育行政の中で、長崎市は絞り込みということも余り、非常にこだわらないでとおっしゃいませでした。新聞によりますと、「長崎県の教育委員会のある担当者は、県教委は、これまでも公平に教科書を扱ってきた。請願を議会が採択して、絞り込みをやめるような動きは戸惑いを感じる」と新聞報道でされています。私もそう思います。現場の教師が一番教科書は知っているんです。そして愛着を持っているんです。そして何回も何回も読みながら、これをどういうふうに教えていった方がよいのかと研究をします。教員は、最低1時間の授業をするのには1時間の研究をしないと、これは鉄則のように私たち若いころは言われてきました。ですから、一生懸命にやってみますので、絞り込みというふうに、悪いふうにとらないで、いいものに絞り込んでいくという立場を教育長はお考えいただいて、絞り込みなどと排除の論理ではなくて、漸進的な論理で取り組んでいただきたいと思いますが、再度、教育長の決意をお願いします。

教育長(梁瀬忠男君) 繰り返しますが、より適正・公正な採択に努めてまいりたいというふうを考えております。

25番(高瀬典子君) これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長(鳥居直記君) 次は、45番井原東洋一議員。

〔井原東洋一君登壇〕

45番(井原東洋一君) 市民の会、新社会党の井原東洋一であります。

わざわざ傍聴においでいただいた皆さん、そして、テレビの前でご視聴いただいている皆さんに改めてお礼を申し上げます。

今回、質問通告をいたしておりますのは、1つ、「小泉改革」による長崎市の平和行政への影響について、2つ、水道行政について、3つ、「みどりのダム」の育成について、4つ、芸術文化の振興について、最後に、市投資の事業体の現状と将来についての5項目であります。恐らく答弁が非常に長く、時間をとるのではないかとおそれますので、壇上からの質問は、水道行政並びに市投資の事業体に関する質問を省略し、時間があれば自席からの質問を行いたいと思います。

まず初めに、小泉改革による長崎市の平和行政への影響についてであります。

出口のない森の中でチョロチョロと湧き出していたかと思っていた小さな泉が、田ん中に導かれ、一党の総裁選挙としては異常とも言えるマスコミ報道などの後押しにより、次第に大きな流れとなり、基礎が強固な橋も、静かな亀も、強固なセメントも一気に乗り越えて、遂に荒れ狂う大海に躍り出てきました。「もしかして」が現実となり、変人が大臣になりました。それも総理大臣になってしまったのであります。

小泉総理は、自分の言葉で語っておられるから、その内容がわかりやすく、国民に直接的に訴えられる姿勢は、8割を超える国民の評価として高い支持率にあらわれております。今、国会がおもしろい。ワイドショー国会とか国会劇場とか言われるあり様であります。ユーモラスな話術にジェスチャーを交えて、叫び、怒り、時には涙し、そして神経質なように見えますのに、ニヤリと笑ってみせる、まさに千両役者よろしく、観客の、いや大勢の国民の人気を博しているようであります。本人いわく、「変人」の変は、「変革の人の変だ」と、聖域なき構造改革断行を豪語し、どれをとってみても実現が困難視されている重要課題の改革をポンポンとスローガ的に打ち出されていますが、今の段階では何とも情緒的、抽象的で、意気込みだけが先行しているように思われます。

長い間続いた自民党政治の中で、悪弊と呼ばれるすべてを引き受けてきた森政権に対し、国民の中にうっせきしていた政治への不信、不満、閉塞感が、脱派閥や首相公選制などの甘いオブラートに包み込まれており、まだ何も変わっていないのに、「変革」の幻想に安心してしまっただけでは、適正な判断力を失うことに注意しなければならないと私は思っております。

一時の風潮や現象への大衆迎合、付和雷同を戒めとすべきであります。ただ、ハンセン病患者の訴えの判決に対する国の控訴断念は、首相の英断として評価されますが、続いて在外被爆者援護に対する大阪地裁判決に対し、控訴断念されるのかどうかが問われます。

国民が痛みを負うことを前提としての首相の具体論は、まさにこれからであります。経済・財政運営の基本方針によれば、道路特定財源6兆

8,000億円の見直しを含む公共事業分野、医療費の上限設定による総額抑制や高齢者負担増を含む社会保障分野、一般会計で15兆9,000億円に達する地方交付税の見直しと削減を含む国と地方の役割分担の分野、そして、来年度国債発行額を30兆円以下に抑えること、郵政事業の民営化等の経済・財政運営の分野など、いずれも党内や国会でのせめぎ合いは必然で、しかも、地方や国民にとってはかり知れない痛みを伴うものが複雑に絡み合っております。

年6兆円に達する軍事費を削減して充てるというならまだしも、早速、地方からの反発と反対の声は、今の段階から大きくなっております。

道路財源枠の確保について、伊藤市長が緊急決議に動かれたり、地方交付税の見直しに対して、地方自治体が敏感に反応し、反対の声を上げるのは、むしろ当然のことだと思います。

私は、これらの経済・財政政策課題の実現には、大増税と大失業と社会保障及び中小企業の切り捨てなしには不可能だと思っておりますが、このほか日本の平和と安全、民主主義にかかわる重要課題について、小泉首相の言動と政治姿勢は、日本の将来についての危険性を感じています。

平和と外交課題に関する考え方では、むしろ田中外務大臣の方が日本の将来の平和と安全、隣国との友好親善を図る上での基本姿勢を持っておられるのではないかと受けとめており、執拗に続けられる彼女へのパッシングは、むしろ的外れと思います。

小泉首相は、靖国神社への公式参拝、自衛隊を日陰者にしないための憲法改正、集団的自衛権行使の検討などについてしばしば明言されており、このことは、米国のアーミテージ報告に見られる対日政策に従順に沿ったもので、逆に、アジア諸国との外交関係を壊しかねない重大問題であります。

日本人の端的な国民感情をあおって、国家のために尊い命を失った人に哀悼の意を表するのが「何か悪いのかな、おかしいのかな」という、そういう式の優しく一般的な論調で人々の心の中に忍び込んでくる手法は、まさにヒトラーの再来を思い起こして悪寒を覚えます。

そこで、市長に質問いたします。

日中、日韓、日朝の平和友好促進は、日本だけ

でなく世界の平和と安全のために不可欠の条件であり、特に核兵器廃絶のために、北東アジア非核地帯の設立を訴え、世界の恒久平和を目指し、国際舞台で運動を展開されている市長は、1つ、靖国神社公式参拝、2つ、集団的自衛権の行使研究、3つ、憲法改正論の3点について、首相発言への感想ではなく、市長自身として、どのように考えられますか、質問をいたします。

次は、「みどりのダム」育成についてであります。

20世紀に徹底的な破壊を受けた代表的なものの一つは、森林だと言われています。地球環境悪化の要因ともなっている森林破壊は、保水能力の減少、土砂の流出、山地崩壊、水害の多発となって現実化し、植物や動物や鳥類や水生生物を初め貴重種の絶滅、水源確保や空気の光合成効果及び水産資源の涵養などにも深刻な影響を及ぼしており、人間の生存という面から見ることができない重大な問題であります。

現在、我が国は、建築、家具、パルプ用及びその他を合わせて、1年間におよそ1億立方メートルの木材を消費していると言われますが、そのうちの自給率は、わずかに20%に過ぎず、80%は他国の森林をはぎ取っていることにより、世界の環境保護団体から批判を受けています。この現実には、国内森林資源の保全と自給対策をおろそかにし、相も変わらず外国材に依存して、山野を荒廃に任せている政府・林野庁の政策の誤りが原因だと考えられます。

以上のような国の政策のもとでは、我が長崎市の林業政策として、独自の方針を打ち出すことはなかなか難しいこととは思いますが、さきに述べましたように森林資源、すなわち「みどりのダム」がもたらす有用性は、自然環境の保全とすべての生物の生存に不可欠のものであり、市民もまた、行政の政策としても意識的に積極的に「みどりのダム」育成に努力を続けるべきであると思います。

また、竹林と竹材に関しても、樹林とは異なった保全と管理が必要であり、すべての市有林及び民有林を含めて、その適正な保全と活用について市民への啓発を行い、協力を求める取り組みは、おろそかにできない緊急課題であります。

したがって、以下3点について質問いたします。

1つ、森林資源の適正保全と振興対策。

2つ、植樹・植林思想の啓発。

3つ、いこいの里の雑木林の活用。特に、いこいの里のことにつきましては、再三にわたって提言してきましたし、昨年12月の一般質問でも、「お金をかけず、時間をかけて、放置林に里山の管理の手を入れ、光を入れ、相川川上流を自然公園とすることにより、すばらしい自然環境が保全されることを想定し、市民参加でこの事業を推進できるとすれば、農業型体験公園としてのあぐりの丘との相乗効果が高められる」と申し上げてきましたが、市有林内で間伐した雑木をあぐりの丘につくられております炭焼き窯を使つての炭焼きの原料として利用できるならば、市民の注目度も高くなると思います。早急に実現が図られるよう求めるものであります。

最後に、芸術文化の振興について申し上げます。

去る5月15日、新潟市の市民芸術文化会館「りゅうとぴあ」を視察いたしました。事業団で運営されているこのホールの年間事業費は、人件費と維持管理費を除いて5億円余り。実に年間70ないし80件、延べ200日も自主企画を行っている。聞いて、市民の文化水準の高さと市の文化振興にかけている意気込みに感銘を受けて帰りました。

さて、長崎ブリックホールも、よそに引けをとらない努力で多彩な自主企画や特徴のある公演等に意を注いでおられることと思いますが、平成15年10月は開館5周年となります。節目の年の企画として、どんなものを検討され、どの程度の事業予算をもくろんでおられるのかを質問いたします。

次に、県立美術館について質問いたします。

県立美術館は、基本構想案をもとに、県民の意見を聞いた上で基本計画をまとめ、2005年度開館を目途として聞いておりますが、相当の土地を提供する長崎市として、この美術館の性格づけと特徴、建設費の負担、運営体制への参加、維持管理費負担など、基本的事項について、どのような意見を述べ、県との合意が図られているのかをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

ご清聴、ありがとうございました。

= (降壇) =

議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 井原東洋一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「小泉改革」がもたらす長崎市平和行政への影響についてでございます。

小泉内閣発足以来、はや1カ月余が経過をし、改革の基本的な内容が徐々に示されつつあります。

議員ご指摘のとおり、靖国神社への公式参拝や集団的自衛権行使の研究、さらには憲法改正につきましては、アジア諸国、とりわけ中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国などから抗議が寄せられているとの報道もあっております。

まず、靖国神社への公式参拝についてであります。政教分離の問題につきましては、これまで国や地方公共団体を当事者とする判例が多数あり、長崎市では、これらの判例をもとに厳正に対応しているところでありますが、新聞等により報道されている小泉首相の靖国神社参拝の件につきましては、一地方公共団体の長としてはコメントする立場にありませんので、この点につきましては差し控えていただきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、集団的自衛権及び憲法改正の問題につきましては、我が国の安全保障にも少なからず影響を与える問題であるとの認識は持っておりますが、いずれも国の方針にかかわる問題でありまして、国会でも論議、ひいては国民的な論議によって判断されるべきものと考えております。

なお、原爆により悲惨な体験をした被爆地長崎といたしましては、今後とも核兵器廃絶、そして世界の恒久平和の実現に向け、一貫して取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解とご協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、「みどりのダム」育成につきましては森林資源の適正保全と振興対策についてでございますが、長崎市の森林面積は、市域面積の52%を占め、自然環境の保全に大きく寄与しているところでございます。

森林は、木材生産のほか、緑豊かな空間をつくり出すとともに、緑のダムと言われるように、豊かな土壌をはぐくみ、洪水や渇水の緩和、土壌浸食の防止、あるいは温度変化や強風の緩和等さまざまな機能を持っております。

このような機能を高度に発揮させるために、適

正な間伐、枝打ち等の森林の手入れを計画的に実施していくことが、健全な森林資源の維持増進を図っていくものと考えております。

また、適切な森林整備を推進するために、森林組合、林業研究グループ、林業改良普及指導員、森林所有者等との相互の連携を密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発普及に努めるとともに、造林や下刈、間伐等に対する国、県等の補助事業などを積極的に活用し、森林の保全に努めております。

市有林につきましては、長崎市山林監視員17名を委嘱し、土地、立木竹、標柱その他の物件を保護監視し、特に盗伐、火災、病虫害被害の警戒防止に当たっており、毎月その巡視報告を受け、適切な維持管理に努めております。

また、ヒノキ、スギ等の人工林面積540ヘクタールにつきましては、間伐等の手入れを計画的に実施するとともに、カシ、シイ類の天然林面積353ヘクタールの一部につきましては、市民の森等の森林レクリエーション等の場として開放するために、天然林改良により立木本数の調整を行っております。

なお、市内の森林は、所有形態が小規模であり、きめ細かな森林の手入れを必要としておりますが、労働力の軽減や造林、保育、搬出等における生産性の向上に必要な林業機械導入の促進のためにも、基盤となる林道・作業道の整備は重要なものと位置づけ、既存の林道・作業道との調和を図りながら計画的に整備を進めております。

また、これらの道路網は、林業の振興に寄与することのほか、地域間の交流や生活道路としての重要な役割を果たしていることから、これらの機能に着目しつつ、今後は可能な路線については、身近な自然を体験できるよう広場等の森林空間の確保も図りながら必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の竹林でございますが、孟宗竹を中心に641ヘクタールあり、古くからタケノコ栽培が行われており、昭和63年ごろには840トンの生産量がありました。しかし、近年の価格の低迷あるいは気象災害、後継者不足等により年々減少をし、平成12年度には、840トンあったのが60トン程度にまで落ち込んでおります。

今後につきましては、資源の有効利用を図るた

め、本数調整のための古い竹等の伐採や肥料を施すことにより、早出しタケノコ等の付加価値をつけた生産や販売について竹林所有者や関係機関などと協議してまいりたいと思います。

次に、森林に対する関心や期待も時代により変化をし、市民生活が向上し、余暇時間の増大や価値観の多様化、自然・健康志向の高まり等を背景に、自然活動や体験学習の場として森林の保全等が注目を集めるようになっております。

このような中で、本市の取り組みといたしましては、森林レクリエーションの場の提供に対する期待の高まりにより、長崎市民の森を初め三ツ山の森、日見金比羅の森、岩屋の森を整備し、市民の保養休養の場として提供しております。特に市民の森におきましては、間伐材等を利用した木工・竹細工や森の紙芝居、ネイチャーゲーム等を行う「親子森林教室」、カブトムシやクワガタ等の生態観察や飼育方法について学ぶ「夏の昆虫観察会・飼育教室」を開催するとともに、全国的に行われております緑の募金活動等を通して、森林や自然に対する理解を深めていただくよう啓発を行っております。

また、今年度から市を初め市民団体と森林所有者が一体となって森林の保全を行うことを目指しまして、植栽や下刈、間伐、枝打ち等の森林の手入れに携わる人や作業研修の指導者として活動できる人を森林ボランティアとして一般公募することといたしております。

今後は、「森林を社会全体で支えていく」という市民認識の醸成と森林整備への市民参加を促しながら、森林の持つさまざまな公益的機能の確保と市民への提供が可能な森林の整備を進めていくことが必要であると考えております。

次に、いこいの里の雑木林の活用についてお答えをいたしたいと思います。

長崎いこいの里は、全体面積約230ヘクタールであり、このうち約50ヘクタールの部分につきましては、平成10年7月にあぐりの丘としてオープンしておりますが、議会からのご指摘もあって、本年4月からは、管理方法を長崎市直営に改めまして、新たなスタートをしたところであります。

残されました180ヘクタールの土地利用計画につきましては、25人の委員で組織する「長崎いこいの里」活性化等懇話会のご意見を参考にいたし

まして、昨年11月にゴルフ場建設計画の中止を決定いたしました。ゴルフ場計画の中止に伴いまして、同懇話会において、さらに論議を深めていただきまして、本年4月に土地利用計画に関する提言をいただいたところであります。

提言の内容でございますが、いこいの里一帯が豊かな自然を残す長崎市でも数少ない貴重な場所であることから、「地球環境や循環型社会を視野に入れた幅広い年齢層が楽しめる健康的な整備計画を図る」ことを基本理念とし、5項目にわたる施設計画の方向性が示された内容となっております。そのため、今後の土地利用につきましては、いただきました提言をもとといたしまして、利用者のご意見を伺いながら、あぐりの丘と連携した自然を生かした形の施設計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、井原議員ご指摘のいこいの里の市有林の間伐材をあぐりの丘内の既存の炭焼き窯の原料木材として活用することについてでございますが、あぐりの丘の市民参加型事業の一環といたしまして、現在、広く市民を対象とした炭焼き体験事業の実施を計画していることもあって、森林の活性化と木材資源の有効活用の意味から有効な手段であるものと考えております。しかしながら、いこいの里の区域内には、森林法による保安林の指定を受けている部分があるために、関係部局と十分な調整を図る必要があるとともに、当該地域が野生動物の狩猟が可能な区域でもあることから、利用者の安全性の確保には、特に留意する必要があるものと考えております。

いこいの里一帯は、古来から炭焼きや棚田として利用され、地域の住民と深いかわりを持つ里山でもあったことから、間伐材の利用につきましては、地元の住民の皆様や関係者の皆様のご意見をお伺いしながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、県立美術館の件でございますが、平成11年12月に長崎県政策創造会議「諏訪の森部会」からの多数の県民にとって便利な場所に別途設置することを望むものであるという提言を踏まえまして、これまで長崎県・長崎市都市づくり連絡会議を中心に協議を重ねまして、昨年11月30日に知事とともに合同記者会見の席で、その基本方

針を公表したところでございます。その内容といたしましては、県立美術館につきましては、県が新たに建設することとし、その建設場所として、常盤・出島地区にある市有地と運河を挟んだ県有地を予定しております。

この基本方針に基づきまして、本年1月からは、学識経験者や美術関係者などから構成されます専門家会議を設置し、基本構想原案を策定するための協議がなされております。

県では、専門家会議からの報告を踏まえまして、本年4月に長崎県新美術館(仮称)建設基本構想案を策定し、現在、市民・県民に公表をし、基本構想案に対する要望意見をお聞きしているところでございます。

本市におきましても、長崎県・長崎市都市づくり連絡会議や、先ほどの専門家会議へ長崎市の美術専門家にご参加いただく中で、県立美術館の機能として、創作活動や作品発表の拠点となるギャラリーの機能あるいはアトリエの機能など、市民が気軽に参加・利用できるような参加・体験型の県立美術館が建設されるように要望してきたところであります。

今後とも、長崎市の美術関係団体と協議を行い、要望意見をお伺いするとともに、庁内においても、関係課長会議を開催し、本市の要望意見を集約し、県に要望してまいりたいと考えております。

また、県立美術館に対する長崎市の建設費負担、運営体制への参加、維持管理費の件でございますが、県立美術館については、冒頭に申し上げましたように、県が建設することとしております。

なお、県立美術館の管理運営体制のあり方については、今後とも県と十分協議・検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長崎市に県立美術館が建設されることは、(仮称)歴史文化博物館などが建設されます諏訪の森地区とあわせまして、新たな文化・観光拠点になるものと考えておりますので、今後とも、県立美術館の機能や管理運営体制について県の方とも十分に協議をしてまいりたいと思います。そして、長崎市としての要望意見を積極的に申し入れをいたしたいというふうに考えております。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の件につきましては、それぞれ所管の方から

お答えいたしたいと思っております。=(降壇)=
企画部長(原 敏隆君) 芸術文化の振興のうち、長崎ブリックホールは平成15年に開館5周年を迎えることになるが、一つの節目としての5周年記念事業については、どのような企画を考えているかというご質問にお答えいたします。

本市の芸術文化の振興につきましては、平成10年10月に長崎ブリックホールが開館したことを契機として、文化事業の拡充を図ってまいりました。中でも、自主文化事業につきましては、参加創造型、普及啓発型、鑑賞型という3つの事業を展開してきたところでございます。

まず、参加創造型の事業でございますが、市民や市民文化団体が自主文化事業の企画、製作あるいは舞台創作等に参加することによって、芸術文化への興味を持ってもらい、文化のすそ野を広げていこうとするものであります。特に、代表的な事業である市民参加舞台につきましては、出演者と観客の双方に感動を与えるものとして好評を得ており、これまでに約450人の市民がブリックホールの舞台に立ったところでございます。

普及啓発型の事業ですが、主に人材育成を目的としたもので、例えば専門家の指導のもとで、参加者が集団の中で体を動かしたり、声を発したりすることで、活動の楽しさや可能性を体験する合唱ワークショップやハンドベル教室、あるいはブリックホールのラウンジなどのフリースペースを開放し、地元で活動中の演奏家に発表の場を設けるとともに、市民の憩いの場として楽しんでいただくためのラウンジコンサートなど多彩な事業の展開を図っております。

鑑賞型の事業につきましては、良質な多彩な芸術鑑賞の機会を創出し、質の高い芸術文化を市民に提供しようというもので、これまでに著名なオーケストラや音楽家によるコンサートなどを開催しております。

これらの自主文化事業の企画・実施につきましては、芸術文化に造詣の深い有識者や学識経験者で組織しております長崎市文化振興協議会、それと長崎市自主文化事業検討委員会に諮りながら事業を推進しているところでございます。

そこで、議員さんのご質問の長崎ブリックホール開館5周年記念事業につきましては、これまでの自主文化事業と同様に自主文化事業検討委員会

において、現在協議中でございますが、その内容につきましては、5年という一つの節目に向けて、これまでの集大成となるような事業を目指しております。

いずれにいたしましても、この5周年記念事業が、単に一過性の事業で終わることなく、その後の文化振興の礎となるような事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

45番(井原東洋一君) それぞれご答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

背の高い市長さんが演説をされるのに、私もちょっと先読みしまして、書見台を下げてしましまして失礼いたしました。直接顔を見て、質問と答弁のやりとりができればという思い込みが早まって、失礼いたしました。

市長は当然、国の問題だからということで、多分、この小泉改革の中での政治的発言については答弁されるだろうと思っておりましたので、私は、質問の中で、あらかじめ小泉さんの発言に対する感覚ではなくて、市長自身の考え方を教えていただきたいというふうに、実は質問をしたわけです。

昨日、質問者が質問していない項目も随分丁寧に答弁されまして、けさの新聞では非常に広く伝えられておりましたけれども、どうぞひとつ、質問している中身については、ぜひ、また丁寧に答えていただきたいなというふうに思っています。

そこで、市長に質問しますが、市長、私は長崎のお諏訪さん、諏訪神社にはよく参ります。家内安全とか、どうかひとつ選挙に勝たせてくださいとかという願いを込めましてよく参るわけですが、市長さんは、靖国神社には参られたことがありますか。もし参られたとすれば、どういう思いでそこに参られたのかをお伺いしたいと思います。

次に、私は、自衛隊につきましては存在は認めます。今あることは認めますが、憲法違反の軍隊だというふうに私は思っております。市長は、自衛隊を戦力だと思っておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、集团的自衛権は、個別的自衛権とともに、国連憲章51条あるいは日米安保条約等では認められているというふうに言われています。私も国際的にはそうだというふうに思っています。しかし、今、日本で問題とされていることについては、な

ぜかということについて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

まず1番目の質問については、この3点を前段でお伺いして、後の質問に移りたいと思います。市長(伊藤一長君) 井原議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

私も諏訪神社にもよくお参りいたしますが、残念ながら、靖国神社にはまだお参りする機会がございませんでした。それが第1点目のお答えでございます。

自衛権の問題とか自衛隊の問題でございますが、これはかつてガイドラインの問題でもそれに似たような質問等がございましたけれども、少なくとも私の場合には、職員の安全とか市民の生命・財産とか、そういうものをやはり地方自治体を預かる長として、これは大事な問題であるし、きちっと守らなければいけないと思いますが、その種の問題につきましては、国の方で種々議論が起きている問題でありますし、国の根幹にかかわる問題でございますから、そちらの方場でご議論いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

45番(井原東洋一君) 市長は当然、深く知ることだと思っておりますけれども、やはりこれは全部憲法とかかわりがある問題であるわけですね。憲法は、第9条で戦争の放棄をうたっておりますが、その憲法が解釈改憲という形で次々になし崩しにされて現在があるわけです。しかし、今、実際にこのことについて、アメリカのアーミテージ報告にもありますように、日本の協力度合いというものをもう少し踏み込んで求めたいというのが、今のところの状況だと思っております。そういうものにどのように答えるかについて苦慮している状況が、私は小泉発言にあらわれておる。

したがって、このことを私たちは非常に深く受けとめなければならない。特に平和都市長崎、世界に平和を発信する長崎としては、この事態を率直に受けとめて、やはり不戦の誓いということを改めてはっきりしなければならないと思います。

前文に掲げられている非武装宣言あるいは第9条の戦争放棄、こういうものにかかわって、さらに公務員としては、憲法尊重と擁護の義務が第99条に掲げられております。

改めて申し上げるまでもありませんが、市長は日本国憲法を守ること、そして、第9条は絶対に変えてはならないということを平和市長として、市民にここではっきり約束ができますか。私はぜひ、平和市長として約束してもらいたいというふうに思いますが、この点については、後ほどご答弁をしていただきたいと思えます。

沖縄の生んだ、世界的なと言っていいと思いますが、歌手・喜納昌吉さんは、「すべての武器を楽器にかえて、すべての基地を花園に、すべての人の心に花を」というふうに、「花」という歌でもうたっております。

ユネスコ憲章では、「戦争は人の心の中で生まれる。人の心の中に平和のとりでを築こう」ということを条約の前文にうたっております。

憲法9条は世界の平和のための規範であるということは、ハーグの平和アピール1999、世界NGOの基本原則として、10の中の第1項目に挙げられておりまして、各国議会は日本国憲法第9条のように、「自国の政府が戦争に訴えることを禁止する決議をすべきである」ということを提言しておるわけです。

長崎平和宣言は言うに及ばず、あるいは長崎市平和憲章、あるいは長崎市が今回決めました平和教育の三原則等々を踏まえるときに、私は、やはり不戦の誓い、平和憲法の擁護、とりわけ9条の国際社会への普遍化、他国の戦争への加担禁止、諸外国との友好交流促進、そういう面につきましては、市民意識の高揚に積極性を発揮しなければならない。それが平和発信都市の私は任務ではないかと思えます。

市長が公的に発言していることの実践ということは、やはり今申し上げました米国追従体制の中で進められている戦争への危機、あるいは平和と民主主義、基本的人権の後退、このようなどんなに小さな動きでも機敏に、時を移さず反応していただく。そして、そういう後戻りの動向には拒絶の姿勢を私は、市長としては発揮すべきではないかと思っております。

確かに、道路特定財源の見直しということで、関係自治体を集めていち早く反応を示される、その市長の姿勢も高く評価されますけれども、同時に、この平和を脅かす問題についても、私は機敏に動いていただきたい、そのように考えるわけで

あります。

後ほど、先ほどの憲法擁護の問題と9条改正の問題については答弁をお願いしたいと思っております。

次に、「みどりのダム」の問題ですが、これは水産農林部だけではなくて、みどりの課もありますが、家庭や職場あるいは地域の緑化について、長崎の緑化基金からの補助ももちろんですが、相当な努力をされまして、まちの美化・緑化あるいは花いっぱい運動等が展開されております。これは特に市長も、花いっぱい運動については強く推進され、高木を植えろ、余り枝を切るなどというふうなことも言っておられるようですが、その結果、平成5年以降、約5,600本の樹木が植栽されたと聞いております。

また、結婚、出生、住宅の新築、中学校卒業などの記念植樹申請に応えてこられまして、これまでおよそ30年間に14万本の植樹に援助されてきましたが、最近の傾向では次第に少なくなってきてまして、年間1,500本程度に落ち込んでおります。

もちろん、公共事業として公園をつくる、街路樹を植える等々、運動を促進されてきてまして、緑と花のある暮らしの風潮が非常に高揚してきておりますけれども、一方で、開発に伴いまして、非常に広大な面積の緑が失われて、市の市域全体としては、私は、「みどりのダム」がだんだん狭くなってきているのではないかなというふうに思っております。こちらで改めて、例えば年間1家族1本植樹という、そういう運動を市民運動として盛り上げてはどうでしょうか。

九州電力では、「九州ふるりの森づくり」に、10年間に100万本の計画でグリーンヘルパー制度支援、そういうことを打ち出してきてまして、自治体やその他の団体に植木の苗、花の種の贈呈など積極的に協力されております。

長崎市においては、昭和55年以降、既に8,169本の苗木の贈呈が行われております。

また、電力総連が普賢岳噴火災害に寄せられた全国の仲間の浄財の一部を充てて、失われた緑の復元を願い、島原市へ寄贈した「電力総連の森」には約1万本の木が植林されております。

市として計画的に植林の場所や樹種を定めて市民の森づくりを行うならば、さきに述べたような、こういう寄贈もさらに期待できるのではないで

しょうか。

静岡県では、森づくり県民大作戦というものを展開しております。それぞれの自治体に相当のボランティアが組織され、テレビでもクローズアップ現代で報道されましたが、こういう市民の手による1家族1本植樹運動を定着させたい。どうかひとつ、担当部長の答弁をお願いしたいと思います。

次に、ブリックホールを含む文化振興事業であります。平成15年の10月が5周年ですね。もちろん、15年の10月以降ということではないでしょうけれども、15年度を多分、5周年の節目の年としている企画されていると思います。しかし、もろもろの企画をするには、例えばお芝居をするとするならば、恐らく1年以上前から準備しなければならないと思います。そうすると、資金的な手当てもしなければならないということになりますと、前年度の予算審議では間に合わない。ちょうど全国高総体を何年も前から準備されているのと同じように、私は、このブリックホールの5周年記念というのは相当の時間をかけて中身についても充実したものにしなければならないという考えを持っております。

一つの案を申し上げますならば、小説家・なかにし礼さんが、「長崎ぶらぶら節」という小説を書かれて、そして、これが映画になり、テレビで放映される。さらに本年11月には、お芝居として帝劇で公演される。こういうことになっております。長崎市もぶらぶら踊りを盛んに今、市長を初め先頭になって広めておるわけですが、こういうぶらぶら効果ということをもう少し持続させていくためにも、私は、このブリックホールをこけら落としとして、できれば今取り組まれていないミュージカルあるいは長崎ぶらぶら節のオペラ、そういうものなどが企画できないだろうか。そういう点についても、なかにしさんの方にも企画の申し入れをする、そういうことがあってもいいのではないかなというふうに思っておりますが、その点についても、相手があることですので、考え方をお伺いしたいと思います。

美術館につきましては、県立でありますから、建設費も運営費も県がもつということでありましょうが、運営について、ぜひひとつ長崎市民の意見が取り込まれるように努力いただきたいとい

うことと同時に、もう一つ、これによって、「長崎市はもう美術館はつくりませんよ」ということだけは言わないでくださいということです。今すぐということではないでしょうけれども、やはり長崎市民の美術館という待望もあるわけですので、そこをぜひ断ち切らないようお願いしたいと思います。

まず以上、質問した項目の点につきまして再質問を行います。

原爆被爆対策部長（太田雅英君） 井原議員の再質問についてお答えいたしたいと思います。

まず、憲法擁護ということですが、憲法を遵守するというのは、私たちといたしましては当然のことだと受けとめております。

中身につきましては、先ほど市長が答弁を申し上げましたように、国政、国の方針にかかわる問題ということですが、国会での論議、あるいは国民的な論議の中で判断されるべきものというふうに考えております。

なお、被爆都市といたしましては、議員も先ほどご指摘にございましたように、平和宣言の中におきましても、常々、非核三原則の法制化あるいは北東アジアの非核地帯の創設などを求めているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 「みどりのダム」と言われる森林の重要性は十分認識しております。

議員ご指摘の件につきましては、関係部局と協議して検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

企画部長（原 敏隆君） ブリックホールの開館5周年記念事業として、長崎ぶらぶら節のオペラ化はどうかというお話でございます。なかにし礼さんの直木賞受賞作品である小説「長崎ぶらぶら節」を連作として映画化、テレビドラマ化されるなど、これまでの長崎ぶらぶら節に伴うさまざまな事業展開は、本市の文化振興及び観光振興に刺激と活力を与えていただいたものと考えております。

オペラを長崎ブリックホール開館5周年記念事業の一環として取り入れることにつきましては、5周年事業として、どのような規模で、どのよう

な事業を行うか、先ほど申し上げたとおり、自主文化事業検討委員会において検討しておりますので、その協議の中で検討してまいりたいと考えております。

それと、県立美術館の件で、市立美術館についてでございますが、市立美術館につきましては、県立美術館の建設が終わって、その内容をもって市としては考えていきたいということを従前、市長が申し上げております。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 先ほどの井原議員の再質問でございますけれども、憲法の問題とかいろいろございました。井原議員の高邁なるご意見という形で拝聴させていただきたいと思っております。

以上でございます。

45番(井原東洋一君) 意見も受け入れるときと受け入れないときとありますが、市長、私の意見を受け入れるというふうに今、発言されたんでしょうか。後で、またこれもお聞きしたいと思っております。

それでは、壇上で差し控えました2つの問題について、若干時間があるようですから、これはほとんど意見になると思いますが、若干の質問もあるかもわかりませんが、申し上げます。

まず、水の問題であります。本明川開発といいますのは、多目的の本明川ダムというものをつくって、長崎市は、ここから1日7,800トンの水を購入するという計画であります。そのため、76億1,000万円の初期投資の負担をする。そして、年に4億円の水代を負担するという計画であります。

私は、この計画の段階からずっと反対をしてきたわけですが、議会では、この企業団の議員の選出等も行われまして、現在、この状況は進んでおるわけでありまして、しかし、ご承知のとおり、時のアセスの第1番目に挙げられているのが、ダムであります。この6月8日に開かれた政府の経済財政対策の中でも、「ダムについては、未着工のダムは一切凍結する」という方針が出されているというふうに聞いております。

そこで、長崎の水の需給計画はどうなっているのか。長崎市の現在の貯水、取水による給水能力は、1日最大給水量の減少傾向もありまして、その能力そのものが、給水量の容量を相当上回る能

力を持っているわけです。

ついこの前、長崎市が水道料金を値上げするときに、水はあるけれども、売れないと、投資した金が取り返せない。したがって、料金を上げるといことで、非常に大きな市民の批判を受けた状況のように、給水量というものは十分満たされているというふうに思っております、現在では、1人1日の給水量も減少傾向にあります。これは市長が進められる節水型都市づくり、例えば長崎のエコ率先実行計画では、節水5%を達成するという目標を掲げてあります。この節水5%が全市に行き渡るとするならば、現在の時点でも7,500トンの節水が可能であります。これはほぼ、この本明川開発によって得られる水量と同じであります。さらに、むだ水の防止、雨水利用システムの導入、下水処理水の再利用、漏水防止、現在1日8,100トンの漏水がっておりますから、これをゼロにすることはできませんけれども、こういう漏水防止の徹底、さらに市民への啓発を行うことによるならば、この水の節水というものは相当に促進されるだろうと思っております。

水道の普及率は、5カ年計画最終年度の平成17年度で98.2%に達成するというふうに見込まれておりますが、まずは、この時点まで水の需給に心配はないはずであります。本明川から受水されるという予定の平成27年度の普及率を、もし仮に100%だと見ましても、水不足を生ずることは考えられません。なぜかと言いますと、見込みの数字に相当な開きがあるからです。現在の1人当たりの最高使用水量は358リットルであります、1日ですね。その見込みを452リットルというふうには、実に1人当たり94リットルもたくさん使うという見込みを立てておられるわけでありまして、そのかけ合わせをしますと、1日に約4万トンが計算違いだけでも生まれるということになるわけです。1トン100万円の開発費を負担して、年4億円の受水契約を結ぶ。そして水余り状態という、本市にとっては使う見込みのない水に負担をするということと同時に、諫早の災害防止といわれておりますが、諫早の災害防止に長崎市が防災費の負担を負担するという結果になるのではないですか。

さらに、水質の改善対策について申し上げたいと思っております。水道水源上流の水質保全、これは長

く申し上げてきているわけですが、汚染源を撲滅する強力な施策が取られていない。ぜひひとつ関係の自治体とも話し合われて、この水道水源の上流の水質保全については、原水確保という意味からも、ぜひともこれは進めなければならぬと思います。

アスベスト管の取り替えはほぼ完了したとのことですが、鉛管の対策が残されています。これはほとんどが個人財産にかかわる問題ですが、しかし、人々の健康にかかわる課題でもありますので、ぜひ私は改良工事等の際に幾ばくかの補助をするという形の対策を取るべきであろう。

さらに、集合住宅の受水槽、配水槽の定期的な清掃、その実施状況の管理を徹底する必要があるのではないかと思えます。

今日、非常に多くの家庭に浄水器、製水器、そういうものが取りつけられている。そしてまた、ここでは見当たりませんが、ほとんど六甲の水だとか、あるいは轟の水であるとか、そういう名水と称する非常に高い水が流通しております。長崎の水道水が飲料水として最高だよというふうに胸張って利用していただけるようにすることを私は反省材料にしていかなければならぬというふうに思っております。

次に、安定給水のための速やかな対応についてですが、未給水地区の解消に多くの資金を投入しておりますが、せっかく開発してそこに給水開始しているのに、それを使わない。したがって、水道局の職員が使わない水を捨てていくという状況がいまだに続いておるわけであり、困ったものです。早急にこれは適切な指導を行い、是正されるということをお願いしたい。

それから、間の瀬、正念というこの2つの地域は、実に平成22年度ということを目標にされているわけでありまして、これより少なくとも5年ぐらひは早めて未給水地区解消ということで努力をすべきではないのかというふうに思っております。

次に、市民サービスの徹底ですが、私はさきに、下水道工事が申し込んでも、3年も4年も置き去りにされるのはけしからぬということをお願いしました。そしたら下水道部が努力をしまして、今では申し込み1年以内にほぼ着工できるというふうになってきました。水道部門について

は、どうなのでしょう。ぜひ、この点についても、私は早期着工ということで、非常にたくさんの方々の要望があるんでしょうけれども、こういう体制を取っていただく必要があるのではないかと申し上げておきたいと思えます。

次に、他団体の問題ですが、市長は現在、本来のこの市の業務のほかに、幾つもの団体の肩書を持っておられるか、自分でご存じですか。事務助役さんをご存じですか。収入役さん、技術助役さん、ご存じでしょうか。恐らく、ようわからぬということだろうと思うんですけども、市長の公職、あて職は174です。うち株式会社の取締役が4、事務助役は34、技術助役は24、収入役は12であります。合計244。どこかの市では、秘書は要らないという市役所もあらわれました。しかし、こういうたくさんの方々の公職を持っておれば、秘書がおらんと恐らく時間管理ができないというふうに思えます。

また、皆さん三役が、こういう会議に出向かれるときには、恐らく担当部局は事務処理に追われるのではないかと思います。

網走の市役所では、収入役については民間から起用して、そして、その民間から起用された収入役は、収入役本来の業務以外はさせないでくれと、市長の代理であいさつに行くのはやめてくれということで就任をしたそうですが、30万円安く就任しております。

現在、長崎市の収入役は、収入役を批判するわけではないんですが、たとえの話ですが、ことしに入ってから市長の代理を15回務めておるわけです。本来、これも市の仕事かもわかりませんが、本来の仕事がこれで完全にできるのかなというふうな気がしております。どうか、244のあて職の中で削減できるものがないのか。行政改革を言うならば、まず市民対話を促進するためにも、こういうところから市長は行政改革を手をつけるべきではないでしょうか。自治体として、どうしても必要なものについてだけに限定して対応されるようお願いできないかというふうに思っております。

それから、株式投資の問題ですが、今、2つのゴルフ場、NBC、さらには、その他幾つかの株式会社に投資をしておりますが、NBCについては、恐らく当初、1社体制のときに、私は、長崎

も投資したと思いますけれども、現在では、K T N、N I B、N C Cもありますし、その他のメディアもたくさん出てきておるわけですが、依然としてN B Cだけに投資を続けられて、深い関係を続けられるのか、ここら辺についてはどうされるのか。

また、ゴルフ場投資も必要なかどうか、ここら辺について、改善策があれば答弁していただきたいと思います。

財政部長(白石裕一君) 株式投資の問題についてお答えいたします。

株式の投資につきましては、その妥当性でございますけれども、総括的に申し上げますと、公共・公益的な事業を支援するために取得する場合、必要な場合だけに着目しまして、私どもは取得してきております。

今後、株式の取り扱いにつきましては、保有の意義や資産としての価値等について検証し、保有しておく意味合いが薄れたものにつきましては、財政構造改革プランで示した財産の有効活用の方針に沿って、可能なものから売却していきたいと考えております。

以上でございます。

水道局長(峯 繁紀君) 井原議員さんからいろいろなお質問をいただいておりますけれども、時間の都合もございますが、水道の場合、いろいろな場合を想定して水需給計画ですが、そういったものを立てる必要があると思います。私どもの責務といたしましては、安全な水を安定的にいつも供給できる体制を持つことだということで認識しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

総務部長(岡田慎二君) 先ほどのご質問の中で、市長ほか三役のいろんな団体での役職の部分についてのご指摘がございました。実は、私どもも三役の全体の就任状況については把握をいたしております。そこで、これは市長からも指示がございまして、全体的な職の必要性、職務の内容、そういうものについて、現在、私どもで精査を行っておりまして、一定の基準のもとに見直しを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。29番森 幸雄議員。

〔森 幸雄君登壇〕

29番(森 幸雄君) こんにちは。

公明党の森 幸雄でございます。

市政一般質問も私が13番目で、最後であります。大変お疲れのことと思いますけれども、市長初め担当理事者の最後まで元気いっぱい、簡潔かつ明瞭なお答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次、質問いたします。

まず初めに、公設の市民斎場建設についてお問い合わせいたします。

近年、老夫婦やひとり暮らしをされている老人の方が加速度的にふえていると言われております。そんな中、老人の方々が直面している重要な問題の中の一つに、自分がいずれは迎えるであろう「死」についての問題であります。その人生の締めくくりでもあるこの「死」というものを、穏やかに、そして荘厳に迎えたいというのが、老人の方に限らず、だれしものが願うところではないでしょうか。

しかし、現実とは言いますと、年老いた夫婦2人の家庭や独居老人の方がふえ続けており、少ない年金の受給やわずかな収入の中で、介護保険料を納めながら、食費や衣料代を儉約されて、もしものときのためにと葬儀代をこつこつとためていらっしゃる方も多いようです。

市民相談にいらっしゃる方の中にも、口をそろえておっしゃることは、安くて利用しやすい公共の市民斎場の設置であります。この長崎市には、残念なことにもって市民斎場がないのが現状であります。

全国を見てもみますと、中核市と類似都市42の都市の中で、公営の市民斎場を運営している市が32都市あります。その中で、埼玉県川越市の施設管理公社が運営している斎場があります。この川越市民聖苑「やすらぎのさと」を先日、現地視察してまいりました。この土地の住宅事情や経済的負担に対する市民の深刻な声を市長や助役が真剣に聞き入れ、この市民斎場の実現となったわけです。